文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対するご意見

No.	主なご意見	回答
1	条項ズレのような機械的な改正に伴う手当てのような改正は見受けられず、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第10条の2第2項の「主務省令で定めるところにより」という省令委任のみで十分に読める改正しか行っていないように思われるため、制定文中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、」は不要ではないか。 また、都市再生特別措置法第62条の16第2項において地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第10条の2第2項を準用するにあたって読替えを行っているところ、『読み替えて準用する場合を含む。』とするのが適切ではないか。	ご意見のとおり、本改正は歴史的まちづくり法第10条の2第2項の省令委任規定に基づいて行うものです。一方で、同条は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行に伴い新設された条文であることから、本改正省令の制定の根拠として、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、」を記載することとしています。 また、過去の類似例を鑑み、「読み替えて」がなくても準用する規定は特定できることから、元案とすることといたします。
2	第3条及び第4条において定めている内容は同一であることから、条を統合してはどうか。 仮に原案のとおり都市再生特別措置法第62条の16第2項において読み替えて準用する場合を分けて規定する場合も、「法人その他の団体」に概念上「都市再生推進法人」も包含されるため、「都市再生推進法人」は計画提案を行う際に第3条と第4条いずれの提出義務もかかっており適用関係が明確ではないことから、第3条において「法人その他の団体（次条の都市再生推進法人を除く。）」とする等の重複排除をすべきではないか。	新省令第3条は、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地を所有している者等が計画の提案を行う際に適用される規定、第4条は、都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められた場合において、当該固有魅力維持向上区域が歴史的まちづくり法第2条第2項第1号に規定する土地の区域と重複するときに、都市再生推進法人が計画の提案を行う際に適用される規定です。 このように、新省令第3条と第4条では根拠条文が異なることから、元案どおり条を分けて規定することといたします。また、同様の理由により、都市再生推進法人には第4条の提出義務のみがかかるものと解しております。 なお、新省令第3条及び第4条の条文構造は、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第4条及び第5条を参考としています。
3	制度の実効性を高めるため、以下の2点を明確にしていただきたい。 ①住民等による提案が、地域の歴史的建造物、伝統行事、文化や景観の保全に適切につながるよう、地域の実情を踏まえた審査上の留意点を明確にする。 ②地域住民、土地所有者、事業者などの関係者の意見を適切に把握し、特定の関係者の意向だけでなく、地域全体の歴史的風致の維持・向上につながる計画となるよう配慮する。	①住民提案を反映した計画案であっても認定に関する審査基準は変わりません。 ②既に法第5条第6項に基づき、計画作成に当たり住民の意見を反映することとしておりますが、ご意見を踏まえ、より住民の意見を反映するよう、具体的な手法（パブリックコメント等）について示す等、市町村に対する技術的な支援を充実させてまいります。
4	計画提案を行う際に必要となる提案書、計画素案及び同意を証する書類について、記載例や様式例を公表し、自治体による取扱いの差を抑制してほしい。	ご指摘の記載例や様式例については、現時点ではこれ以上詳細を示す予定はありませんが、本制度の活用事例が蓄積され必要が生じた場合は、運用指針等への反映を検討します。
5	歴史的風致の維持には、行政や専門家だけでなく、地域住民、祭礼の担い手、伝統産業の従事者などの継続的な参加が不可欠である。市町村には、提案制度の周知、事前相談及び地域住民との協議の機会を設け、住民の意見が計画にどのように反映されたかを説明することを求める。	歴史的風致維持向上計画を作成する市町村に対し、計画作成の段階や、認定後の計画期間において、地域住民との意見交換等の機会を設けることが望ましい旨周知します。
6	計画提案に際して必要な同意を証する書類は、権利関係の明確化に重要である。しかし、土地所有者等が多数に及ぶ地域や、相続登記が未了の土地などでは、同意の確認に相当な時間を要する場合がある。必要な同意の対象者、確認方法、書類の記載事項及び補正手続を明確にし、権利者の保護を確保しながら、地域の歴史的資源を守る提案が過度に妨げられない運用を求める。	本制度の活用事例を収集・分析した上で必要が生じた場合は、運用指針等への反映を検討します。
7	都市再生推進法人が提出する計画が、住民の意向と乖離しないように、配慮が必要である。計画の素案を作成する過程で、地域住民、文化財保護関係者、地権者及び地域団体の意見を聴取することを推奨し、行政が必要に応じて調整を支援する仕組みを整備されたい。	都市再生推進法人の活動として、住民の意向と乖離しないことは基本であると認識していますが、調整を支援する仕組み等については本制度の活用事例が蓄積され必要が生じた場合に検討します。
8	歴史的風致は、指定文化財や著名な歴史的建造物だけで成立するものではなく、地域の祭礼、伝統産業、生活文化及び周辺の町並みとの関係によって形成される。計画提案の審査においても、建造物単体の価値に偏らず、地域の活動との一体性や継承の実態を適切に考慮すべきである。市町村が地域固有の歴史や文化を把握できるよう、専門家の助言や調査への支援を充実されたい。	ご意見の通り、歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、歴史的建造物に限らず、地域の活動との一体性や継承の状況を考慮するとともに、市町村への支援も充実させてまいります。
9	計画提案を適切に審査するには、文化財、都市計画、土地所有関係など複数分野の知識が必要となる。専門職員が限られる市町村では、提案内容の確認や関係者調整が大きな負担となる可能性がある。国は、統一的な手引、相談窓口及び専門家派遣等の支援を整備するとともに、既存の文化財保存活用地域計画などとの重複資料の提出を避ける運用を促進されたい。	国としては市町村向けの技術資料の作成や相談対応を行っているところであり、ご意見を踏まえ、内容の充実や改善を図ってまいります。
10	制度の実効性を確保するため、施行後は計画提案の件数、手続に要した期間、書類の補正状況、提案内容の計画への反映状況などを把握し、定期的に公表することを求める。提案が採用されない場合にも、制度上可能な範囲で理由を説明することが望ましい。こうした検証を通じて、手続の透明性を高めるとともに、地域住民が主体的に歴史的風致を守り、次世代へ継承できる制度へ改善されたい。	計画提案に係る状況の把握については、今後の運用の参考にさせていただきます。また、法律上、提案を踏まえた景観計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないこととされています。 ご意見を踏まえ、運用指針に、提案が採用されない場合にはその理由について、提案をした者がその内容を十分に理解できるものとすべきである旨追記します。
11	案件ページには新旧対照表と概要のみが掲載され、改正後の省令案の本文が公表されていません。新旧対照表は縦書きで条文の対応関係等を読み取りにくいため、改正後の全文を公表するとともに、新設条文の位置づけを示してほしい。	改正後の全文は、e-GOV法令検索よりご確認いただけます（https://laws.e-gov.go.jp/law/420M60000A80001）。 今般新設した条文は、改正法によって新設された住民等による計画提案の具体的な手続について定めるものです。
12	提案ができるのは一定の規模以上の一団の土地の区域とされるが、その規模の最低限度は政令で定めることとされており、関連する政令案では原則0.5ヘクタールとされている。本省令案の公示資料だけでは、提案に必要な要件の全体像がつかめない。概要において、政令で定める規模要件との関係を明示し、提案希望者が要件を一通り確認できるようにされたい。	本意見公募手続は「文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に対するご意見をいただくためのものであるため、省令案に含まれない情報は記載しておりませんでしたが、別途公表する運用指針に、計画提案の概要をまとめております。
13	都市再生特別措置法第62条の16に基づく提案は、固有魅力維持向上区域が歴史的風致の対象となる土地の区域と重複するときに行えるが、区域の一部だけが重複する場合に提案の対象範囲をどう扱うのかが示されていない。また、住民等による提案と都市再生推進法人による提案が同じ地域で競合した場合の調整の考え方も不明である。重複の判定方法と、競合した場合の扱いを示されたい。	固有魅力維持向上区域の一部だけが歴史的風致の対象となる土地の区域と重複する場合も、計画提案の対象となります。 また、住民等による提案と都市再生推進法人による提案が同じ地域で競合することは通常想定されませんが、競合した場合は双方の提案についてそれぞれ採否の判断を行うこととなります。
14	公布・施行は令和8年11月下旬で改正法の施行の日と同日とされるが、具体的な日付は未定であり、公布と施行が同日では地方公共団体や都市再生推進法人の準備期間がない。施行日を早期に確定して周知するとともに、施行前後の提案について経過措置の要否を説明していただきたい。	改正法の施行日は、令和8年11月24日であり、地方公共団体には事前に周知を行いました。 なお、歴史的風致維持向上計画の提案制度は、改正法によって新たに作られたものです。そのため、施行日以前に提案が行われたとしても、当該提案は無効です。

15	単なる「提案・アイデアの提示」の段階で過度な個人情報の提出や法的責任を求めれば、一般市民にとって心理的・手続き的ハードルが非常に高くなり、せっかくの優れたアイデアや地域を守るための声が埋もれてしまう可能性が高く、住民主導の自由で豊かなまちづくりの未来を阻害しかねません。したがって、初期の「提案」段階においては、以下のような市民が参加しやすい柔軟な運用への変更・改善を強く求めます。 (1) 初期提案の段階では、連絡用のメールアドレスのみなど最小限の情報で受け付ける、あるいは匿名性を一部担保した「簡易提案窓口」を併設すること。 (2) 住所や氏名、同意書の提出といった厳格な手続きは、市町村がその提案を採用し、公的な計画として本格的な立案プロセスへ移行する段階（二次審査以降）に限定すること。	本規則は、あくまでも法律に基づく計画提案について規定するものです。計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければなりません。そのため、市町村が通知先を特定できるように、提案に際しては住所・氏名を求めています。 なお、法律に基づかない、住民による自治体への意見提示を規制するものではありません。

※結果の公表に当たっては、意見の集約・要約を行っています。
※本省令案に直接関係のないご意見についても、今後の施策推進の参考といたします。